

○棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱

令和 8 年 3 月 1 6 日

告示第 2 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業において、骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）の負担を軽減し、骨髓等移植の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的として、ドナー及びその者が就業する事業所に対し、棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、棚倉町補助金等の交付等に関する規則（昭和 5 7 年棚倉町規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 この助成金の対象者は、次のとおりとする。

(1) ドナー助成事業

ア 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において骨髓等又は末梢血の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受け、骨髓等の提供を行った時点で町内に住所を有する者

イ 国、地方公共団体等から骨髓等の提供に関する助成等を受けていない者

ウ 町税等の滞納がない者

(2) 事業所助成事業ドナー助成事業の対象となる者が就業する国内の事業所（国、地方公共団体及び独立行政法人の事業所を除く。）

(助成金の額)

第 3 条 ドナーに対する助成金の額は、次に掲げる骨髓等の提供に係る通院又は入院及び面接の日数に 2 万円を乗じて得た額とし、1 回の骨髓等の提供につき 1 4 万円を限度とする。

(1) 健康診断に係る通院

(2) 自己血貯血に係る通院

(3) 骨髓等の採取に係る入院

(4) その他骨髓等の提供に関し、骨髓バンクが必要と認める通院又は入院及び面接

2 事業所に対する助成金の額は、前項の規定による通院又は入院及び面接の日数に 1 万円を乗じて得た額とし、1 回の骨髓等の提供につき 7 万円を限度とする。ただ

し、ドナーが複数の事業所に勤務するときは、勤務実態に基づき、これらの事業所に按分して交付する助成金（１，０００円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額。）の合計額が１回の骨髓等の提供につき７万円を限度とする。

（交付申請）

第４条 交付金申請は、次のとおりとする。

（１） ドナー助成事業 助成金の交付を受けようとする者は、棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（ドナー助成用）（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

ア 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓等の提供を完了したことを証明する骨髓バンクが発行する書類

イ 勤務先が分かる書類

ウ 町税等を滞納していないことを証明する書類

エ その他町長が必要と認める書類

（２） 事業所助成事業 助成金の交付を受けようとする事業所は、棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（事業所助成用）（第２号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

ア ドナーとの雇用契約が確認できる書類

イ 骨髓等提供のため、ドナーが休暇を取得した日数を確認できる書類

ウ その他町長が必要と認める書類

（申請期限）

第５条 助成金の申請期限は、ドナーが骨髓等の提供のため入院し、退院した日の翌日から起算して９０日以内とする。

（交付決定）

第６条 町長は、第４条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（第３号様式）により当該申請をしたドナー又は事業所に通知するものとする。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、令和８年４月１日から施行する。

(棚倉町骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付要綱の廃止)

2 棚倉町骨髓移植ドナー支援事業奨励金交付要綱（平成31年棚倉町要綱第7号）

は、この要綱の施行をもって廃止する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書兼請求書
（ドナー助成用）

年 月 日

棚倉町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金の交付について、棚倉町骨髓移植等ドナー支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

通院日数	日
入院日数	日
申請金額	円 （1 日 2 万円、限度額 1 4 万円）

2 確認事項

- 私は、棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請に係る住民基本台帳の閲覧について同意します。
- 私は、他の地方公共団体から骨髓等の提供に関する助成金その他これに類するものの交付を受けていないことを申告します。
- 勤務先の有無（いずれかを○で囲む） 有 無
年 月 日
自署 氏名 _____

3 振込先

金融機関	銀行・信金 農協・信組 労金	本店 支店 出張所
フリガナ	口座種別	普通・当座
口座名義人	口座番号	

4 添付書類

- （1）骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓等の提供を完了したことを証明する証明書（公益財団法人日本骨髓バンクが発行したもの）
- （2）勤務先がわかるもの（任意様式）
- （3）町税等を滞納していないことを証明する書類
- （4）その他町長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 4 条関係）

棚倉町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書兼請求書
（事業所助成用）

年 月 日

棚倉町長

申請者 住 所
事業所名
代表者名
電話番号

棚倉町骨髄等移植ドナー支援事業助成金の交付について、棚倉町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請内容

ド ナ ー	フリガナ	
	氏 名	
	通院日数	日
	入院日数	日
申請金額		円（1 日 1 万円、限度額 7 万円）

2 振込先

金融機関	銀行・信金 農協・信組 労金 本店 支店 出張所		
フリガナ		口座種別	普通・当座
口座名義人		口座番号	

3 添付書類

- （1）雇用証明書（雇用契約書の写し、在職証明等）
- （2）骨髄等提供のため、休暇を取得した日数を確認できる書類
- （3）その他町長が必要と認める書類

第3号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

棚倉町長

棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金について、下記のとおり決定したので、棚倉町骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------------|----|
| 1 助成金の額 | 円 |
| 2 助成金の交付の対象日数 | 日間 |
| 3 不交付の理由 | |

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）

第 3 号様式（第 6 条関係）